

## 役 務 提 供 請 負 契 約 書 (案)

件 名 山形大学小白川キャンパス合同企業研究会及び農学部合同企業説明会  
運營業務委託

発注者 国立大学法人山形大学 と 受注者 ○○○○○ との間において、上記の業務(以下「業務」という。)について、次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を実施するものとする。

第2条 業務実施場所は、仕様書指定の場所とする。

第3条 契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

第4条 業務実施報告書等は、山形大学エンrollment・マネジメント部学生支援課キャリア支援担当に送付するものとする。

第5条 契約保証金は、免除する。

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 受注者又はその使用する者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第8条 受注者又はその使用する者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第9条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者(以下「下請負人」という。)に委任し、又は請け負わせること(以下「下請負等」という。)をしてはならない。ただし、業務の一部を第三者に請け負わせる必要がある場合は、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得るものとする。

2 前条の規定は、下請負等をする場合にも適用する。

第10条 受注者は、故意又は過失その他受注者の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

第11条 受注者は、発注者から提供された個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報を第三者(下請負等する場合における下請負等事業者を含む。)に提供し、又はその内容を知

らせること。

- (2) 発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報について、業務を遂行する目的の範囲を超えて利用、複写、複製、又は改変すること。
  - 3 受注者は、発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
  - 4 発注者は、必要があると認めるときは、所属の職員に、受注者の事務所、事業場等において、発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、受注者に対し必要な指示をすることができる。受注者は、発注者からその調査及び指示を受けた場合には、発注者に協力するとともにその指示に従わなければならない。
  - 5 受注者は、発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報を、業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
  - 6 受注者は、発注者が提供し、又は業務に関して受注者が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し、又はその発生のおそれを認識した場合には、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
  - 7 第11条第2項第1号及び第2号の規定については、業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。
  - 8 受注者は、業務の遂行上、個人情報の取扱いの全部又は一部について下請負等をする場合（下請負人が発注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）には、発注者に対し、下請負等をする旨、下請負人の名称及び住所を事前に書面により通知し、発注者の書面による許諾を得るものとする。
  - 9 受注者は、下請負等をする場合、下請負人に対して、この条に定める安全管理措置その他の本契約に定める個人情報の取扱いに関する受注者の義務と同等の義務を課すとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 第12条 発注者は、受注者が本契約に定める義務を履行しないとき、及び契約の締結又は履行について不正な行為があったときは、本契約を解除することができる。
- 第13条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人山形大学が定めた役務提供請負契約基準によるものとする。
- 第14条 この契約について、発注者受注者間に紛争を生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。
- 第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。
- 第16条 本契約に関する訴えの管轄は、発注者の所在地を管轄区域とする山形地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和5年10月 日

発注者 山形県山形市小白川町一丁目4番12号  
国立大学法人山形大学  
小白川キャンパス長 大西 彰正  
課税事業者登録番号 T8390005002565

受注者 (住所)  
(企業名)  
代表取締役 ○○ ○○  
課税事業者登録番号

以下、（別紙）仕様書 を添付。